



かたひがし

健康で文化の香りただよう村に

□発行 新潟県潟東村役場

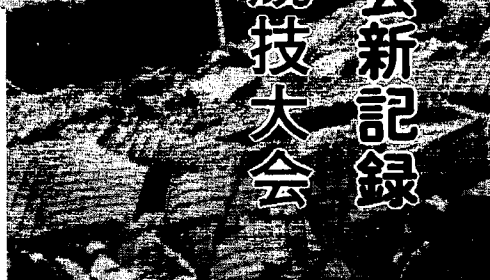
□編集 総務課



跳んだ!! 大会新記録 青年陸上競技大会

▼1m70を跳ぶ瞬間//笠原選手(井随)

▼「よくやったね」「ありがとうございます」



六月十八日南小学校において、潟東村連合青年団陸上競技大会兼郡大会予選が開催され、炎天下のもとに若い力が結集しグラランドいっばいに汗が飛び散りました。
総合優勝 五之上、二位 今井三位 新生

- ◎男子の部(一位のみ)
- ▽百米 星野孝(12秒4 遠藤)
- ▽二百米 吉田三千雄(26秒 国見)
- ▽四百米 勝山勝己(1分3秒8 今井)
- ▽八百米 児玉義弘(2分26秒6 五之上)
- ▽千五百米 吉田隆市(5分4秒6 国見)
- ▽五千米 袖山幸幸(19分44秒8 五之上)
- ▽八百米リレー 国見チーム(1分52秒4)
- ▽千六百米リレー 井随チーム(4分16秒0)
- ▽走高跳 笠原義明(1m70 大会新)
- ▽走高跳 大会新
- 井随)▽走巾跳 児玉一明(5m88 五之上)
- ▽砲丸投 星野卓郎(11m13 遠藤)
- ▽三段跳 児玉一郎(12m20 五之上)
- ▽三種目 笹川奥一(一一八八点 新生)

- ◎女子の部(二位のみ)
- ▽百米 田中由美子(新生)
- ▽走高跳 水野克子(1米40 新生)
- ▽走巾跳 水野克子(3米75 新生)
- ▽砲丸投 田中由美子(7米68 新生)

議会だより

●六月定例会●

湯東村議会六月定例会は六月十三日、十四日の二日間開かれ、議長報告、村長の行政報告に続いて次の議案を審議いたしました。

◎村長専決処分

報告第一号 モデル事業用地買収費二、一〇〇千円追加 工事請負費二、二〇〇千円減額。

(結婚披露宴等に使用する場合は使用料を一日一万円とする)

◎議案第四号

湯東村老人居室整備資金貸付に関する条例の一部を改正する条例議定について

(貸付金八拾万円と八拾五万円に改正)

◎議案第五号

湯東村特別土地保有税審議会条例の制定について

(湯東村特別土地保有税審議会委員二人を置く)

◎議案第六号

湯東村職員の定数に関する条例の一部を改正する条例議定について

(長に属する職員四十二人を四十四人に改正)

◎議案第七号

巻町・湯東村教育委員会設置規約の変更について

(教育委員会事務局を巻町大字巻甲四、二六一番地の一を巻町大字巻甲六七三番地のイに改める)

◎議案第八号

巻町・湯東村教育に関する事務の事務委託に関する規約の廃止について

新湯東村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減および規約の変更について

◎議案第十号

の練り直しについて前進的に考える等答弁されたが、立案のビジョンについて

(米価と転作問題について)

1、転作問題を契機に、生産者米田すえ置のきざしがあるが村に对应について

2、転作の実状について説明の食い違い等はないか。

(環境衛生について)

1、ゴミ収集の機能について把握しているか、人員機具等の増強の必要があるかどうか。

(モデル事業中農村公園の建設について)

1、計画、設計等は村民及び受益者等の意見をまじえて行う必要はないか。

(木蔭道路の建設について)

1、中員の足らぬ道路を舗装する場合の協体制、立案調査について具体的に説明を求めたい。

(農振法の線引を変える村長及び機関の権限について)

1、地場産業を育成することや宅地確保等深刻であるが、手きわよく対応出来る方法について。

(お祭り広場について)

1、公民館で昨年行なった催し

が村民に好評であったが、規模を広げて実施したらどうか。

(バスを運ぶ計画について)

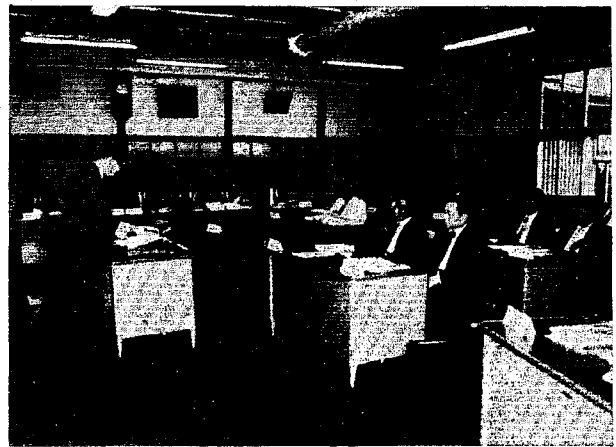
1、来年度路線改修や橋の建設に調査費が出るであろうと報告を受けているが、村民の要望も大きいので、バス路線を確保出来る方法を考えて貰い

●決議案第一号●

昭和五十三年産米産者米価引き上げ等に関する決議については次のとおりであります。

わが国農業は、不況と海外からの輸入圧力等によりきびしい情勢に立ちまわっており、湯東村の稲作農家は、豊産作物価格の低迷に苦しみながら水田転作の目標達成に努力しているところである。このよ

新湯東村村民事務組合を組織する地方公共団体の数の減少および規約の変更について
以上十議案全会一致原案可決。



うな情況のもとで、現実の農業所得格差は益々増大し、深刻な経営不安をきたすばかりか極度の後継者の減少をたどり、重大な危機感にさらされておる実情であります。よって政府は、水田転作による稲作農家の所得の減少、機械稼働率の低下等による生産費の増高等をまへ、昭和五十三年産米産者米価を大引に引き上げるとともに、水田転作農地に対する土地盤整備を促進すると同時に転作物の技術指導とあわせて改進黨化を中心にした食糧自給度の向上を図るため、次の措置を講ぜられるよう強く要望する。

一、昭和五十三年産米政府買入基本価格一俵(六十キログラム当たり)一三、九〇六円以上とすること。
二、食糧制度の堅持を明確にするとともに、米を基本とする国民食生活確立のための政策誘導の実施を図ること。
三、転作目標を達成して、なお発生した予約限度超過米の全量買上げすること。
四、米の消費拡大のため、米飯学校給食の早期全校実施と、各種施策の一層の充実を図ること。
五、農業生産資材の安定的供給の確保と価格の安定を図ること。
以上決議する。満場一致で決議いたしました。

●一般質問●

第二回定例会において次の八議員の一般質問が行なわれました。

○大嶋政雄議員

○来年度の村長選をどうおもっているか。

○吉崎春治議員

○昭和五十三年度予算について

1、二款地方譲与税について

○湯東郵便局移転新築について

1、湯東郵便局長より身体的に説明なり、土地等について相談を受けた内容について

○(議会事務局、監査委員事務局)局長、書記兼職の問題について

2、中学校改築工事監査の方法について

不法電波一掃月間

八月は「不法電波一掃月間」。郵政省電波監理局では、使用が認められていない無線機(トランシーバー)などの取り締まりを全国一せいにしています。

電波はテレビ・ラジオをはじめ新幹線や航空機、船舶の無線、パトカーや消防車、救急車の連絡などいろいろな面に使われ、われわれの暮らしに役立っています。

しかし、この電波は無制限ではありません。そこで、この貴重な電波を有効かつ能率的に利用するためのルールとして「電波法」が制定されています。

電波法では、電波を放射する機器と人を「無線局」と呼び、この無線局を使用するときには、郵政大臣の免許を受けなければなりません。

この無線局には、用途別に使用できる電波がきめられており、これを無視して勝手に使用すると、テレビやラジオ放送を妨害したり、正規の無線局の通信を混信させたりします。



湯東村国民健康保険条例の一部を改正する条例議定について

◎議案第三号

湯東村老人憩の家設置条例の一部を改正する条例議定について

(湯東村老人憩の家設置条例の一部を改正する条例議定について)

◎議案第二号

湯東村国民健康保険条例の一部を改正する条例議定について

計 二八、二五九千円

衛生費 一、七三二千円

農林水産業費 二四九千円

土木費 一六、四三三千円

教育費 九、一八九千円

計 二八、二五九千円

(産業経済、土木行政)

1、土地改良事業、用水路のU字溝施設費は村で一部負担する考えはないか。(排水を含めて)

小林誠議員

(北陸自動車道開通後の湯東村の開発計画について)

1、インター付近の開発について

吉崎忠左久議員

(住宅団地小企業工業団地造成について)

1、湯東村長期計画見直しと住宅団地、工業団地を含め経済構造の再編成

中山龍雄議員

(新生産調整をめぐって)

小規模基盤整備事業について

(A)申請の現況と実施の見通し

(B)次年度以降の対策

(C)新幹線建設工業をめぐって

1、騒音、振動についてその対策と補償

(職員)

臨時職員の特遇について

◎臨時職員給与規則の制定について

(C)臨時職員給与規則の制定について

◎お祭り広場について

1、公民館で昨年行なった催し

◎バスを運ぶ計画について

1、来年度路線改修や橋の建設に調査費が出るであろうと報告を受けているが、村民の要望も大きいので、バス路線を確保出来る方法を考えて貰い

委員会

◎産業土木委員会は、去る六月八日昭和五十三年産米産者米価引き上げ等に関する決議について開催いたしました。

◎総務文教委員会は去る七月四日委員会を開き六月二十六日の梅雨前線豪雨水害対策経費等について対当局より報告を受け、水害対策費総額四百四拾二万七千円に更に麻袋使用数に一袋当たり四十円の上積み要望をいたしました。

◎社会厚生委員会は去る七月二十日、群馬県下仁田町へ保健衛生活動について研修視察を計画しております。

赤塚寛議員

(社会教育)

1、ナイター施設と運営方法について

(道路改良)

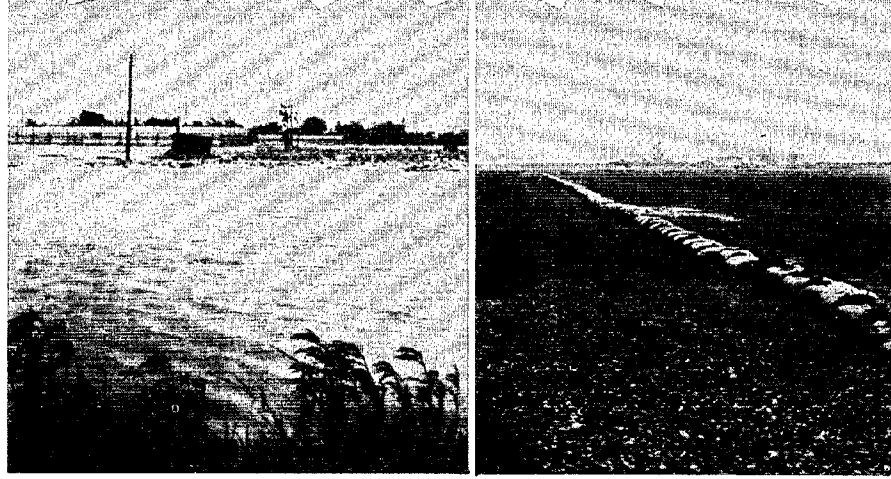
1、村単独の道路改良について

(教育委員会)

1、次長職空席はいつ迄つづけるのか。

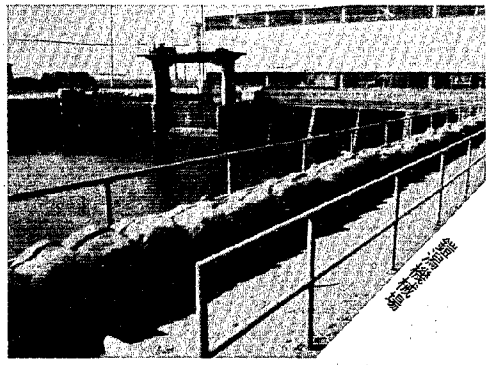
以上の趣旨の質問があり、それぞれ村長及び担当課長の答弁がありました。

水が去って...今は



▲果てしなく続く土のう(今井地内で)

▶湖ができた(27日)



▲この水がいっぱいになっていた



▼どろ水をかぶった稲は白くなっている(今井)

六・二六水害当村にも被害をもたらす

六月二十五日夕方から降り始めた雨は翌、二十六日になって降りやまず、県内各地において相当な被害をまきちらし、

当村においては、この豪雨による総雨量は三六ミリ(巻土改調)で各地内で田畑の冠水、床下浸水などの被害がありました。

二十六日午後六時、「湯東村災害対策本部」を設置、新川の鐵橋排水機場附近の水量の増加に伴い、避難消防団員の夜通しの警戒が続き、二十七日に入っても雨は降り止まず、午前六時十五分味方村から中之口川の土手が危険なため応援の要請があり、村内においても災害発生が予測される事態となったため、午前六時三十分村内全消防団員に自宅待機指令が出され、情報収集や危険箇所監視など災害に備える体制を強めました。

しかし降り続く雨により河川の溢水が起き始め、消防団による土のう積みにもかかわらず数ヶ所田畑の冠水がありました。

県下に騒ぎをまき起こしたこの豪雨も二十七日夕刻には小降りになり、午後九時に「湯東村災害対策本部」を解散しました。

床下浸水……………五百
田畑の冠水……………約五百二十九ヘクタール

⑤災害を受けたときは 税の減免手続きを



税金がもどりますよ

昭和52年分所得税の特別減税

本人は 6,000円
扶養親族は 3,000円

今回、昭和五十二年分所得税の特別減税が行われ、次の金額が還付されることになりました。

●本人は、十二分所得税の特別減税が行われ、次の金額が還付されることになりました。

●扶養親族は、本人は六千円、控除対象配偶者や扶養親族は一人につき三千円として計算した金額です。ただし、昭和五十二年分の所得税額の方が少ないときは、その税額までとなります。

●(還付を受けられる人)

●還付を受けられるのは、昭和五十二年分の所得税を納めた人です。ただし、利子・配当などの源泉分離課税の所得税については還付されません。

- 1、免状証交付対象者
農業者で収用機械(コンバイン、ハーベスタ、バインダー等)に軽油を使用する者。
- 2、免状証交付日時
昭和53年8月5日から昭和53年9月30日まで。毎週土曜日午前9時から午前11時
- 3、免状証交付場所
専務事務所会議室。
- 4、申請当日、持参するもの
(1) 市町村長又は農業委員会等の発行する耕作面積証明書。
(2) 印鑑(コンバイン等共同使用する場合は、全員の印鑑)
(3) 農業者免状証(軽油使用者証)を所有している者は、その使用者証。

●新規に申請する者、又は機械を変更した者は、市町村長又は農業委員会等の発行する耕作面積証明書、又は農業委員会等の発行する耕作面積証明書。

●市町村長又は農業委員会等の発行する耕作面積証明書。

●印鑑(コンバイン等共同使用する場合は、全員の印鑑)

●農業者免状証(軽油使用者証)を所有している者は、その使用者証。

●新規に申請する者、又は機械を変更した者は、市町村長又は農業委員会等の発行する耕作面積証明書、又は農業委員会等の発行する耕作面積証明書。

コンバイン・ハーベスタ等の軽油使用を減税

農家の皆さんで、コンバイン等の収用機械に軽油を使用される場合は、次により軽油の免状証を交付いたします。

●耕作の委託を受ける者は、農作業委託承諾書(任意様式)と委託者の耕作面積証明書。

●免状証を申請する場合には、次の点に留意して下さい。

- 1、軽油以外の油、たとえば、ガソリン、ハイオク灯油等を燃料とする機械は、免税の対象になりません。
- 2、免状証は、免状証と引換えに引取して下さい。申請日以前に引取分は免税の対象になりません。
- 3、上記のことに違反した場合に、地方税法の罰則規定が適用されます。

専務事務所

- ①サラリーマンの場合
本年六月一日現在において昨年と同じ会社に勤務しているサラリーマンは、六月・七月ごろ、勤務先から還付されます。しかし、給与以外に所得があったり、二か所以上から給与をもらっているために確定申告をした人で、勤務先から還付されない分があるときは、その分については、次の説明する、専務事務所などで確定申告をして、事業所得者などの場合、同じ方法で還付されます。
- ②事業所得者などの場合
事業所得者など確定申告をして納税した人は、六月末ごろに専務事務所から特別減税についてのお知らせが送付されていますから、これに同封してある還付請求書用紙に所要の事項を記入して、専務事務所へ送り返して下さい。そうしますと、専務事務所から還付金の支払通知書が送られてきますから、この支払通知書によって郵便局で還付金を受取るようになります。
- ③その他の人の場合
今年になって五月末までに退職した人や、昨年中途で退職した人などは、専務事務所へ還付請求して下さい。この場合、昭和五十二年分の確定申告書提出していない人は、期限後の確定申告をして特別減税を受けることになっていきます。

●詳しいことは、専務事務所へおたずねください。

代表電話〇二五六七一一一三三
五五

子供の花火に用心

消防湯東分署

夏は、花火から火事や事故になることが多いときです。お子様が扱うものだけに親や周囲のおとな達の注意が何よりも肝心です。

《花火遊びの時の注意》

- 花火に書いてある遊び方をよく読んで必ず守らせること。
- 必ずおとながつきまもってやること。
- 人や家に向けたりもえやすいもののある場所で遊ばせないこと。
- 風の強いときは遊ばせないこと。
- 途中で火が消えても、おかせずまた不発花火は水に入れさせること。
- 花火をポケットに入れさせないこと。
- 消火用の水を用意しておくこと。

夏祭り大戦結果

- 一位 三方クラブ
 - 二位 今井クラブ
 - 三位 新生クラブ
 - 三位 三方サニーズ
- 七月十一日より中学校グラウンドにおいて公民館大会が行なわれていました。時間は午後六時三十分から九時三十分までのナイターです。暑気ばらにみに行かれてはいかがですか。

この人を紹介

水害にも消防団！

湯東村消防団長

加藤 利 英

(大原)



昭和五年大原村の生まれ、昭和二十五年に消防団に入団され二十八年経った今、村の消防団長になられ、ついこの前の六・二六水害の時なども二日二晩連夜の活躍をされました。また家庭での加藤さんは農業に専念されておられ「昭和四十五年の減反政策により園芸組合ができ、一員となりました。ビニールハウス栽培に切り替えてから収穫期が代かき、田植えと重なり深夜まで作業が続きますが、赤く色づく果実をつみ取る時の喜びはなんとも言えないものです。」と語られ、消防団長として、また湯東村の栽培者として笑顔の中にも、ある決意の表情がうかがえました。

停電のお知らせ

七月二十七日、九時から二時まで、番屋、大原全部。
今井、茨島の一部。
七月二十七日、九時から十二時まで、茨島・国見の一部。
今井・大曾根甲全部。

暑中見舞を出しましょう

郵便局では、七月一日から絵入りの暑中見舞はがき(二種類)を発売しています。日ごろごぶさたをしていらっしゃる親せきや友人、知人などへ暑中見舞を出されたいかがでしょうか。

● 火事だあわてず一一九番 ●

消防湯東分署

周囲に知らせ、近所の人にも応援を求めて、できるだけ早く一一九番(消防署)に火災の場所(部落、自宅名)、目標物になるものを、あわてずにはつきりと連絡いたしましょう。

巻湯東消防分署

火事・救急車は一一九番

庁内行事

七月二十六日	管理検診	農業会館
八月一日	糖尿病精密検診	農業会館
八月二日	糖尿病精密検診	農業会館
八月三日	精神施設見学	農業会館
八月四日	献 血	農業会館
八月八日	母親学級	農業会館
八月九日	乳児検診	農業会館

● 湯里方言 ●

こげ……後妻。
こはえ……老人の後妻
こねんにいりまして……有がとうございました。あいさつ言葉。
こまい……小百姓
こまつこい……小さい。転じて損得に抜目のない人をさしていう。
さなぶり……田植を終いた祝。
さんのきまめ……そら豆。
さあすけ……だから。「接統詞」さっきな……先刻。
じんぎ……おじぎ。あいさつ。
じゃらける……ふざける。たわむれる。
じさまくり……男の尻からげ。後の裾の中心をつまんで帯にはさむさま。
しもかせ……北風。
じよっそない……容易。造作ない。簡単。

うまごえ

氏名 生後日 供養者 御所
竹内 寿子 利之 番 屋
笹崎めぐみ 秀雄 下 大 原
渡辺 靖典 一 横 戸
小林 祐介 義孝 井 随
山保 幸子 政栄 国 見

あぐやみ

氏名 生後日 供養者 御所
小林 三平 64 山口新田
竹内 善蔵 86 上 大 原
村越 三平 78 速 藤

献血に

御協力下さい

日時 八月四日 午前十時～午後三時
場所 農業会館

